

令和6年度文化芸術による地域振興事業（文化芸術活動広報支援）助成金実施要領

第1 通則

令和6年度文化芸術による地域振興事業（文化芸術活動広報支援）助成金（以下「助成金」という。）の交付に関しては、文化芸術活動広報支援助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及びこの要領に定めるところによる。

第2 助成事業

- (1) 交付要綱第3(2)に規定する事業は、次のとおりとする。なお、事業は主に静岡県内において実施し、助成金の交付の決定のあった日の属する年度の1月31日までに完了するものとする。

ア 対象となる事業

文化芸術、まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育及び産業など社会の幅広い分野の団体・グループ（法人格の有無は問わない）が行う静岡県内で開催されるアートプロジェクト、公演、展示等であって、地域に根差した文化・芸術活動の広報活動であること。また、以下の要件を満たすもの。

- ・団体の単独事業ではなく、地域住民等との協働・参加がある事業であること
- ・継続的な実施を見込んでいること

イ 対象とならない事業

- ・公益財団法人静岡県文化財団（以下「文化財団」という。）の他の助成金を受けている事業
- ・宗教活動、政治活動を目的とするもの
- ・慈善事業への寄付を主な目的とするもの
- ・展示物や制作物等の販売活動を主な目的とするもの
- ・市町が単体で行う事業

- (2) 助成金額及び補助率

助成上限額 300,000円

補助率 助成算定経費※の10分の10

ただし、算出された助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※ 助成対象事業の実施に要する経費から他の補助金、負担金、その他の収入（自己資金を除く）を控除した額のうち助成対象経費に該当する経費

- (3) 交付要綱第7の規定に基づき、助成金の交付決定において附す交付の条件を次のとおり定める。

ア 助成対象事業の実施に関する一切の責任を助成対象事業者が負うこと。

イ 助成金を助成対象事業以外の用途に使用してはならないこと。

ウ 助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又はその履行が困難となった場合には、速やかに文化財団理事長（以下「理事長」という。）に報告し、その指示を受けること。

- (4) 文化財団は、交付要綱第6の規定に基づく助成金の交付決定に際し、(3)の条件を附して通知するものとする。
- (5) 文化財団は、特に認めた場合は(3)の交付の条件に加え、当該事業年度の6月5日を限度として、交付決定日より前に発生した経費を助成対象経費とすることを附して通知することができる。
- (6) (5)に掲げるもののほか、助成対象事業の遂行につき特に必要と認められる事項について、条件を附することができる。
- (7) 対象経費は、下表のとおりとする。ただし、これら経費に係る消費税は対象外とする。

費目	内 容
委託費	広報に関する委託費（ウェブサイト制作費、ポスター・チラシ等のデザイン料、撮影料など）
通信費	ポスター・チラシ等郵送料
広告・印刷費	印刷費、Web広告費、雑誌等広告掲載料
消耗品費	消耗品費

(注) 助成対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ支払いに係る証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

- (8) 対象とならない経費は、下表のとおりとする。

<ul style="list-style-type: none"> ・団体等の維持管理費（ウェブサイト管理料、ドメイン料、ウェブ会議サービス月額使用料等） ・チケット印刷費 ・行政機関に支払う手数料（印紙代等） ・金融機関、宅配業者等に支払う手数料（振込手数料、代引き手数料等） ・高額な備品（パソコン・コピー機、カメラ・ビデオ機器等）購入費 ・予備費・雑費等用途が曖昧な経費

第3 選考の視点

助成対象事業の交付決定に当たっては、下に掲げる視点に基づき選考を行う。

- ・目的性： 将来、取組と住民をつなぎ、関わる人達の主体性を引き出す視点があること
- ・地域性： 地域に根ざした取組としての発展が期待できること
- ・計画性、継続性： 継続的かつ実現可能な取組であり事業計画・収支予算が妥当であること

第4 計画の軽微な変更

交付要綱第8に規定する理事長の承認を必要としない助成対象事業の内容の軽微な変更の範囲は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 助成対象事業の目的及び助成金の交付条件に反しない場合であって、計画を変更することが、より効果的かつ効率的な助成目的達成に資する場合。但し事前に文化財団への協議を要する。
- (2) 交付要綱第4に規定する助成金交付申請時における助成対象費総額の20%を超えない額の変更（20%を超える金額の変更であっても、その金額が10万円に満たない場合の変更を含む。）をする場合。

- (3) 天災地変又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の影響による計画の変更に伴い、助成金交付申請時における助成対象経費総額を変更又は助成金交付申請時における活動の内訳毎に配分された額の相互間流用をする場合。
- (4) 団体名称、団体所在地、代表者名を変更した場合。

附 則

この要領は、令和6年度分の助成金に適用する。